

広島県告示第二百六十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾御手洗港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

御手洗港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾御手洗港放置等禁止区域

1 三角港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市豊町の国土地理院三等三角点「三角島」（北緯三四度一分三六秒一六二一、東経一三二度四八分四六秒〇一九五、標高一一〇・〇九メートル）

- 基点一 基準点から一一三度五二分四二秒の方向七二四・五一メートルの点
- 基点二 基点一から一六九度二七分五〇秒の方向一三・二七メートルの点
- 基点三 基点二から二四二度〇三分一〇秒の方向五〇・二六メートルの点
- 基点四 基点三から二七五度〇九分四五秒の方向五八・七六メートルの点
- 基点五 基点四から二九〇度〇五分〇六秒の方向一八・一四メートルの点
- 基点六 基点五から三〇三度二八分五二秒の方向三四・七六メートルの点

2 久比港浜の崎地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「久比」（北緯三四度一分〇三秒二八五八、東経一三二度五〇分三一秒七二〇八、標高三三六・五三メートル）

- 基点一 基準点から二八五度一〇分五五秒の方向一、〇二九・八一メートルの点
- 基点二 基点一から三四六度〇五分二六秒の方向二〇二・三九メートルの点
- 基点三 基点二から五四度二九分一九秒の方向一三八・五九メートルの点

3 久比港西の堀地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲ま

れた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「燈明岩」(北緯三四度一〇分四一秒三

二六八、東経一三二度四九分二六秒九二九五、標高二四七・七三メートル)

基点一 基準点から二四度三四分二六秒の方向九八二・四九メートルの点

基点二 基点一から九八度三七分三五秒の方向三六・一二メートルの点

4 久比港南郷川地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「燈明岩」(北緯三四度一〇分四一秒三

二六八、東経一三二度四九分二六秒九二九五、標高二四七・七三メートル)

基点一 基準点から三〇度二一分二秒の方向一、〇一六・七六メートルの点

基点二 基点一から九七度〇五分四八秒の方向一一・八九メートルの点

基点三 基準点から三四度四九分五七秒の方向八七八・〇〇メートルの点

基点四 基点三から三〇一度五九分四二秒の方向六・一四メートルの点

5 久比港久比さん橋地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「燈明岩」(北緯三四度一〇分四一秒三

二六八、東経一三二度四九分二六秒九二九五、標高二四七・七三メートル)

基点一 基準点から三一度三四分四六秒の方向一、〇二六・三五メートルの点

基点二 基点一から七度三〇分一八秒の方向四六・〇〇メートルの点

基点三 基点二から九七度三〇分一八秒の方向一八・〇〇メートルの点

基点四 基点三から一八七度三〇分一七秒の方向四六・〇〇メートルの点

6 久比港東の堀地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「燈明岩」(北緯三四度一〇分四一秒三

二六八、東経一三二度四九分二六秒九二九五、標高二四七・七三メートル)

基点一 基準点から三七度三一分〇四秒の方向一、〇二五・五〇メートルの点

- 7 ゆたか海の駅とびしま館地区
- (一) 区域の範囲
- 基点二 基点一から三四三度五七分二四秒の方向九一・〇五メートルの点
基点三 基点二から二四度一九分五四秒の方向一九・五七メートルの点
基点四 基点三から三五度四五分四一秒の方向二五・八二メートルの点
基点五 基点四から四六度一〇分二六秒の方向一八・二一メートルの点
基点六 基点五から七八度五五分四三秒の方向二五・六三メートルの点

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「大島」(北緯三四度一分三四秒四三

二一、東経一三二度五一分二六秒四一九一、標高九一・一四メートル)

- 基点一 基準点から二二六度二一分〇四秒の方向六一九・九七メートルの点
基点二 基点一から四二度二二分〇四秒の方向七四・六五メートルの点
基点三 基点二から一三二度二二分〇四秒の方向一八四・九〇メートルの点
基点四 基点三から二二二度二三分二〇秒の方向五七・五九メートルの点
基点五 基準点から二二三度四四分二九秒の方向七一六・六六メートルの点
基点六 基点五から二一九度五八分四〇秒の方向四・一九メートルの点

8 大長港大長大浦地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「上山岡」(北緯三四度一分三六秒七七、東経一三二度五一分五七秒三八九六、標高八六・〇一メートル)

- 基点一 基準点から三二二度〇〇分三二秒の方向七八五・三四メートルの点
基点二 基点一から七三度三一分二一秒の方向六八・五二メートルの点
基点三 基点二から九〇度四六分四一秒の方向四八・二一メートルの点
基点四 基点三から一二三度二三分一五秒の方向三八・九三メートルの点
基点五 基点四から一八一度三五分〇七秒の方向八四・八九メートルの点

9 大長港南堀地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「上山岡」(北緯三四度一〇分三六秒七七八七、東経一三二度五一分五七秒三八九六、標高八六・〇メートル)

基点一 基準点から三一七度〇四分四三秒の方向九四二・三三メートルの点

基点二 基点一から一三九度〇六分三四秒の方向三七・二三メートルの点

基点三 基点二から一三二度〇〇分四四秒の方向六〇・五九メートルの点

10 大長港北堀地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「大島」(北緯三四度一分三四秒四三

二一、東経一三二度五一分二六秒四一九一、標高九一・一四メートル)

基点一 基準点から一七三度三五分〇〇秒の方向九二二・二九メートルの点

基点二 基点一から一七四度三七分二六秒の方向六五・二五メートルの点

11 千砂子波止地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「上山岡」(北緯三四度一〇分三六秒七

七八七、東経一三二度五一分五七秒三八九六、標高八六・〇メートル)

基点一 基準点から七〇度三七分三五秒の方向二三二・八一メートルの点

基点二 基点一から八七度三八分一八秒の方向一二一・二八メートルの点

基点三 基点二から一八六度三七分一六秒の方向八四・六八メートルの点

基点四 基点三から二五一度三六分一四秒の方向八五・〇二メートルの点

二 地方港湾御手洗港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物